

令和8年度

# 富山県奨学資金募集要項

(高校生等対象)



**在學校への提出締切**

**一般採用：5月8日（金）**

**緊急採用：随時受付**

## 奨学資金を無利子で貸し付けします

高等学校	特別支援学校 高等部	中等教育学校 後期課程	専修学校 高等課程	高等学校 専攻科
------	---------------	----------------	--------------	-------------

- 富山県では、経済的理由により修学に困難がある方に対して、修学上必要な資金を貸与することにより、有為な人材の育成を図ることを目的として、奨学生を募集します。
- 富山県奨学資金の貸与、返還その他については、富山県奨学資金貸与条例、同施行規則の規定に従って行います。
- 応募に当たっては、本書の内容をご理解のうえ必要書類を提出願います。

### 〔申請に関する注意事項〕

1. 富山県奨学資金は、**全額返還の必要があります。**（給付ではありません。）  
貸与総額が100万円を超える場合もあるので、返還計画を十分検討の上、申請ください。
2. 既に貸与を受けている方は、**改めて申請する必要はありません。**
3. 中学校で予約採用を受けた方も、今回申請を行うことで正式に貸与を受けられます。  
**（申請をしないと貸与は受けられませんので、ご注意ください。）**

### ■奨学金に関するお問合せ先■

〒930-8501 富山県富山市新総曲輪1-7

富山県教育委員会県立高校課学事担当

TEL 076-444-3448（月～金（祝日除く。）、8:30～17:15 FAX 076-444-4437

## 目 次

1. 貸与の概要	1
(1) 募集人数及び貸与月額	
(2) 貸与期間	
(3) 貸与方法	
(4) 他の奨学金との併用について	
2. 申し込みできる方	1
3. 申請手続について	2
(1) 提出書類	
(2) 在学学校への提出期限	
(3) 保証人について	
(4) 選考結果の通知	
4. 貸与の取り消し・停止について	2
(1) 貸与の取り消し	
(2) 貸与の停止	
5. 返還について	3
(1) 返還方法について	
(2) 返還の猶予	
6. 必要書類について	4
提出書類① 収入の必要書類一覧	
提出書類② 特別な家庭事情に関する証明書	5
提出書類③ 奨学資金貸与申請書	6
奨学資金貸与申請書（記入例）	7・8
■申請書類チェックリスト	9
■奨学金のスケジュール	9

### ■一般採用・緊急採用について■

高校生等を対象とした奨学金には、以下の2つの区分があります。  
各区分によって、申請可能な時期や貸与の期間、申請の条件が異なります。

採用区分	貸与額	申請受付	貸与期間	収入基準以外の要件
一般採用	規定額	4～5月	卒業まで	—
緊急採用	規定額	随時	採用年度末まで	家計の急変等

※いずれも貸与月額は同じです。

# 1. 貸与の概要

## (1) 募集人数及び貸与月額

学校種別	募集人数 ※1	国公立・ 私立区分	通学区分 ※2	貸与月額（円）※2			
				1年生 (R8 入学)	2年生 (R7 入学)	3年生 (R6 入学)	4年生 (R5 入学)
高等学校（1～4年生） 特別支援学校高等部 中等教育学校後期課程 専修学校高等課程 高等学校専攻科	一般採用	国公立	自宅	18,000 円			
			自宅外	23,000 円			
	緊急採用 あわせて 100 名程度	私立	自宅	30,000 円			
			自宅外	35,000 円			

※1 応募状況等により、採用決定人数は募集人数から若干変更することがあります。

※2 貸与の途中で通学区分が変更となった場合、貸与月額も変更となります。

## (2) 貸与期間

令和8年4月から卒業するまでの修業年限期間です。

（例：国公立高校（自宅通学）の場合、3年間で648,000円が貸付されます。）

※ただし、緊急採用の場合、事由発生時から令和9年3月（8年度末）までとなります。

## (3) 貸与方法

原則として毎月、奨学生本人名義の口座へ振り込みます。

※年度始め・年度末は、それぞれ2ヶ月分を一括して振込します。

また、採用後の初回のみ、令和8年4月～支払月までの奨学金をまとめて振込します。

## (4) 他の奨学金との併用について

併用できるものとできないものがあります。（下記参照）

なお、併用不可のものについても、同時に~~出願~~し、決定後どちらか選ぶことは可能です。

### ×同時に利用できないもの

- ・母子父子寡婦福祉資金貸付金
- ・他団体が実施する貸与型奨学金
- ・富山県高等学校定時制課程及び  
通信制課程修学奨励金
- ・特別支援教育就学奨励費

### ○同時に利用できるもの

- ・授業料減免・就学支援金
- ・他団体が実施する給付型奨学金
- ・学資ローン など

# 2. 申し込みできる方

以下のどちらにも該当し、在学校在学が推薦する方です。

(1) 保護者等（親権者、後見人その他これらに準ずる者）が富山県内に居住していること。

(2) 修学意欲がありながら、経済的理由により、修学が困難であること。

【収入基準の目安】

以下はあくまでも目安であり、家族構成や特別な事情によって異なります。  
なお、子が3人以上いる世帯の場合、家計基準が緩和されます。

区分	世帯年収の目安
4人世帯（子が2人） 主たる家計支持者が1人の場合	865万円

### 3. 申請手続について

#### (1) 提出書類

下記の書類の作成・添付が必要です。(詳しくは4頁からをご覧ください。)

- ①就学者を除く世帯全員の収入額を証明する書類
- ②(該当者のみ)特別な家庭事情に関する証明書(兄弟姉妹の在学証明書等)
- ③奨学資金貸与申請書

※提出前に、必ず巻末チェックリストで内容をご確認ください。

#### (2) 在學校への提出期限

**令和8年5月8日(金)又は学校が定める日までに在學校へ提出してください。**  
(緊急採用については、随時受付しています。)

#### (3) 保証人について

・申請には、保証人が必ず2名必要です。

○独立の生計を営む方であって、保護者等1名、申請者と生計を別にする方1名の計2名返済が長期にわたるため、申請時において60歳程度未満の方が望ましいです。

○以下の方は、保証人として適しません。

・無職(保護者等が無職の場合はご相談ください。)・未成年・成年被後見人・被保佐人

・保証人として適するか不明な場合は、県立高校課までお問合せください。

なお、採用決定後に提出していただく誓約書には、保証人の押印及び印鑑登録証明書(コピー不可)の添付が必要です。あらかじめ了承を得ておいてください。

#### (4) 選考結果の通知

・選考結果は、在學校を通じて書面にてお知らせします。(令和8年7月中の予定です。)

・採用者には、決定通知書と併せて誓約書等を送付しますので、保証人2名の印を押して記入し、期限までに在學校へ提出してください。

### 4. 貸与の取り消し・停止について

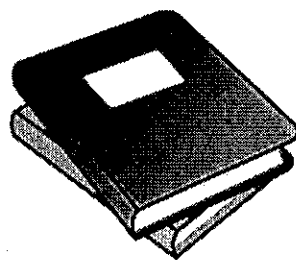
#### (1) 貸与の取り消し…貸与は終了となり、返還の手続に入ります。

- ① 貸与を辞退したとき又は退学したとき。
- ② 死亡したとき又は心身の故障により修学を継続する見込みがなくなったとき。
- ③ その他貸与が適当でないと認められるとき。

#### (2) 貸与の停止…該当する事由がなくなるまで、貸与を停止します。

- ① 休学・停学したとき：復学するまで
- ② 同一学年を再履修するとき：進級を確認できるまで

※毎年度末、退学や休学、停学など貸与の取り消しや停止に該当する事由があるか確認するため、在學校に学業成績証明書の提出を依頼します。



## 5. 返還について

富山県奨学資金は、貸与を受けた全額を返還する必要があります。

### (1) 返還方法について

貸与終了（卒業又は貸与取消）時に、借用証書を作成し、返還計画を決めます。

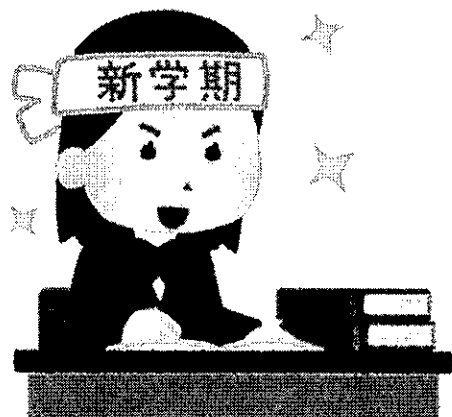
返還期間	貸与終了から6ヶ月の据置期間を置いた後、10年以内
返還方法	年賦又は半年賦（年1回又は2回払い。月賦はありません。）
利 息	利息はありません。ただし、納入期限に遅れた場合、年7.3%の延滞利息が加算されます。

### (2) 返還の猶予

次の場合、申請によって返還の猶予を受けることができます。（免除ではありません。）

- ① 貸与終了後、大学その他教育機関に入学するとき。
- ② 災害、病気、負傷その他やむを得ない事由があると認められたとき。

※「経済的に返還が困難」という理由による返還猶予は認めていません。



## 6. 必要書類について

### 提出書類① 収入の必要書類一覧

- ・現時点から1年間の収入見込により審査を行います。通常は令和7年中の収入を準用しますが、令和8年1月以降に転・退職している場合は、今後1年間の収入見込がわかるものを提出してください。
- ・生計を一にするすべての世帯員（就学者除く。）について、収入を証明する書類が必要です。

必要な書類	①源泉徴収票のコピー	②給与見込証明書の原本又は給与明細（直近3か月分）コピー	③所得証明書の原本	④所得税確定申告書のコピー	⑤公的年金源泉徴収票のコピー又は年金振込（支払）通知書コピー	⑥雇用保険受給資格者証のコピー	⑦無職無収入の申出書
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p>&lt;表中マーカー一覧&gt;</p> <p>○…必ず提出</p> <p>△…手元があれば提出</p> <p>▲…どちらか提出</p> </div>							
収入の種類							
<b>給与所得者（パート・アルバイト含む。）</b>							
令和7年12月以前から勤務継続中	○			△			
令和8年1月以降に就職・転職		○		△			
令和8年1月以降に年収が激変した	○	○		△			
<b>自営業者等</b>							
自営業、農業等を営んでいる				○			
<b>その他の所得者・雑所得者</b>							
年金・恩給を受給している				△	○		
<b>上記に該当しない無収入者（専業主婦（主夫）も含む。）</b>							
令和8年1月以前から無収入である			○				
令和8年1月以降に退職し現在無収入				△		▲	▲

#### 【各証明書類について】

書類の名前	発行元	該当期間	備考
①源泉徴収票	勤務先	令和7年分	勤務先で令和8年1月に発行されたもの
②-1 給与見込証明書	勤務先	令和8年分	勤務先で作成してもらうこと（賞与含む額）
②-2 給与明細	勤務先	直近3ヶ月分	賞与の有無を余白に記入すること
③ 所得証明書	市町村	令和7年分	発行手続等はお住まいの市町村にお問合せください
④ 確定申告書	（税務署）	令和7年分	控の写しを第一・二表とも提出。税務署受付済と確認できること（電子申請の場合除く。）
⑤-1 公的年金源泉徴収票	年金機構等	令和7年分	源泉徴収票がない場合は再発行してもらうか、振込通知書（表裏）の写しに1年間の支給回数を明記したものを添付
⑤-2 年金振込通知書		直近のもの	
⑥ 雇用保険受給資格者証	ハローワーク	直近	離職日がわかるようコピーすること
⑦ 無職無収入申出書	-	無職無収入の期間	⑥がない場合に提出（様式自由。現在、無職無収入である方自身が記入・押印ください。）

※ 世帯状況によっては、上記以外にも書類の提出を求める場合があります。

※ 小さな書類については、紛失防止のためA4版の台紙に貼るなどして提出願います。